

滋賀県障害者スポーツ協会 アスリート等への大会遠征費補助要綱

(目的)

第1条 滋賀県障害者スポーツ協会は、パラリンピック・デフリンピック出場につながる選手の支援を目的とし、両大会の選考対象となる全国規模の大会に出場する選手および指導者について、大会遠征費用の一部を補助する。

(補助金の交付)

第2条 滋賀県障害者スポーツ協会会長(以下「会長」という。)は、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、滋賀県内に在住する者でパラリンピック・デフリンピック競技大会への出場を目指し、全国規模の選手権大会に出場する選手および指導者とする。但し、県、県教育委員会および県スポーツ協会加盟競技団体の補助対象となる場合、本事業の補助対象から除外する。

(補助の対象となる活動および経費)

第4条 補助の対象となる活動は、日本障がい者スポーツ協会および加盟競技団体が主催・共催・後援となる、パラリンピック・デフリンピック実施競技の全国規模選手権大会とし、補助対象となる経費は、下記のとおりとする。

(1) 交通費

○ 自宅最寄り駅から大会会場地最寄り駅までの鉄道運賃(障害者割引対象者は割引後の運賃)の1/2とする。

※ 近畿以外への遠征の場合、新幹線を含む指定席特急料金を鉄道運賃に含む。

※ 北海道の場合、伊丹・札幌空港間の普通航空運賃(障害者割引対象者は割引後の運賃)の1/2とする。

※ 沖縄県の場合、伊丹・那覇空港間の普通航空運賃(障害者割引対象者は割引後の運賃)の1/2とする。

(2) 宿泊費

○ 当協会が宿泊が必要と認めた場合については、1泊につき3千円を補助する。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次にあげる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書(別紙様式1)
- (2) 遠征者報告書(別紙様式2)
- (3) 大会要綱等の資料(プログラム等)
- (4) 大会結果

(補助金の交付の条件)

第6条 補助対象者が同一年度内に受けられる補助回数は1人あたり2回以内とし、1回の補助金の上限額は、交通費および宿泊費の合算で1万円とする。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

平成30年4月1日より一部変更する。